

養老保険

1

万一の場合の保障にくわえ、**満期時には満期保険金**をお受取りいただけます。

2

従業員のための**福利厚生制度(退職金・弔慰金制度)**の充実が図れます。また、役員も加入することができます。

[ご契約例]

性別・年齢：男性・40歳 保険期間／保険料払込期間：60歳満期 保険金額：500万円 年払保険料：276,475円

※イメージ図



●保険金のお支払事由・金額

万一のときまたは満期時にお支払いする保険金およびお支払額は、下記のとおりとなります。

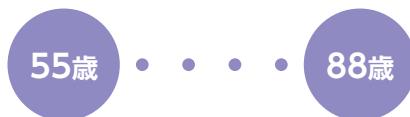
お支払事由	お支払いする保険金	お支払額
死亡されたとき	死亡保険金	保険金額
所定の高度障害状態となられたとき	高度障害保険金	
保険期間満了の時まで生存されたとき	満期保険金	

※保険金をお支払いしたときは、ご契約は消滅します。また、死亡保険金・高度障害保険金・満期保険金は重複してお支払いしません。

●保険期間と保険料

①ニーズにあわせて、保険期間をお選びいただけます。

歳満期 年満期



55歳、60歳、65歳、70歳、77歳、88歳より
ご選択いただけます。

※お取扱いにはエヌエヌ生命所定の制限があります。

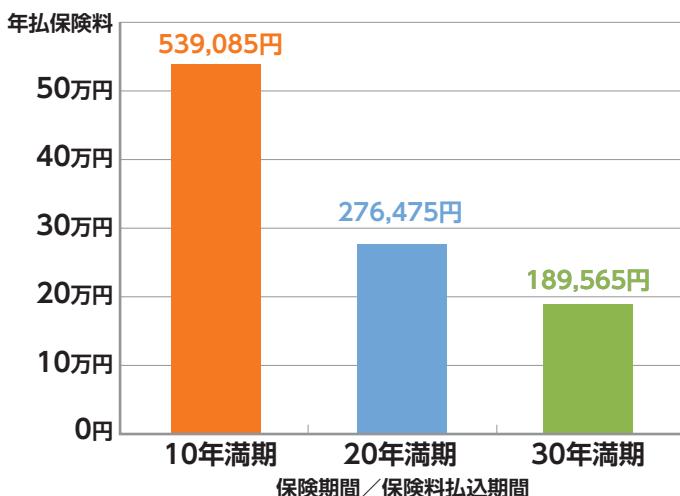


10年、15年、20年、25年、30年より
ご選択いただけます。

②同じ保険金額の場合、保険期間が長いほど、1回あたりの支払保険料は安くなります。

●保険期間による保険料水準の違い

[ご契約条件] 40歳男性 保険金額：500万円 保険料払込方法：年払 保険期間／保険料払込期間：下記の通り



●契約者貸付

解約返戻金の一定の範囲内で契約者貸付をご利用いただけます。

※貸付金にはエヌエヌ生命所定の利息がかかります。

●福利厚生プラン

従業員さまの福利厚生の充実を目的とした法人向けプランです。

普遍的な加入条件で、下記のご契約形態の場合、保険料の2分の1を損金算入することが認められています。

関係法令：法人税基本通達9-3-4

●普遍的な加入条件のポイント

①加入対象者：原則として全員加入となります。

年齢・勤続年数などの一定の基準をもとにご加入いただく場合、合理的な基準であれば普遍的加入と認められることがあります。

②保険金額：原則として全員同額で設定いただきます。

年齢や勤続年数など、合理的な基準にそった保険金額を設定されている場合、普遍的加入と認められることがあります。

●ご契約形態

ご契約者	法人
被保険者	従業員(役員)
死亡保険金受取人	従業員(役員)の遺族
満期保険金受取人	法人

[ご契約例(従業員10名さまプラン)] 上記ご契約形態の場合

保険種類：養老保険 被保険者：40歳（男性7名・女性3名）保険金額：500万円（お一人さま）

保険期間／保険料払込期間：60歳満期 年払保険料：2,759,080円

【ご契約例の推移】

(単位:円)

経過年数	保険料累計額 A	解約時受取金額 B	解約返戻率 B/A	損金保険料	資産計上額
1年	2,759,080	1,030,000	37.33%	1,379,535	1,379,545
3年	8,277,240	6,270,000	75.74%	1,379,535	4,138,635
5年	13,795,400	11,553,000	83.74%	1,379,535	6,897,725
10年	27,590,800	24,284,500	88.01%	1,379,535	13,795,450
15年	41,386,200	36,900,500	89.16%	1,379,535	20,693,175
20年	55,181,600	50,000,000	90.60%	1,379,535	27,590,900

※上記は各契約応当日の前日時点の数値です。

※損金保険料および資産計上額は、法人税基本通達9-3-4に則り、算出した数値です。

参考 経理処理(福利厚生プランの場合)

●ご契約形態

ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人	満期保険金受取人
法人	従業員全員	被保険者の遺族	法人

●保険料の経理処理

福利厚生プランの場合、その保険料の1/2を資産計上し、残額については福利厚生費として損金算入します。

[例] 年払保険料: 2,000,000円

役員または部課長、その他特定の従業員のみを被保険者とした場合、支払保険料の損金部分はその被保険者に対する給与として扱われます。

関係法令：法人税基本通達9-3-4

借 方	貸 方
保険料積立金 1,000,000円	現金・預金 2,000,000円
福利厚生費 1,000,000円	

●死亡保険金が支払われた場合の経理処理

法人(契約者)は該当する被保険者のご契約について保険料積立金として資産に計上した額を、雑損失として損金に算入します。

[例] 死亡時の保険料積立金(該当被保険者分): 1,000,000円

借 方	貸 方
雑損失 1,000,000円	保険料積立金 1,000,000円

※その他の返戻金などはなかったものと仮定

●満期保険金を受取った場合の経理処理

保険料積立金として資産に計上した額を取り崩し、満期保険金との差額は雑収入として益金に算入します。

[例] 満期保険金(10名分): 50,000,000円

満期時の保険料積立金: 25,000,000円

借 方	貸 方
現金・預金 50,000,000円	保険料積立金 25,000,000円 雑収入 25,000,000円

税務についてはパンフレットP4の注意事項を必ずご確認ください。

●お取扱いについて

ご契約年齢	15~78歳	保険金額	500万円~9億円(単位:10万円)
保険期間／ 保険料払込期間	年満期:10年、15年、20年、25年、30年満期 歳満期:55歳、60歳、65歳、70歳、77歳、88歳満期		

※保険金額、ご契約年齢により診査が必要です。

※上記お取扱いには、エヌエヌ生命所定の制限があります。

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

エヌエヌ生命サービスセンター 0120-521-513

[受付時間] 9:00~17:00
(土・日・祝日および12/31~1/3を除く)

法人・個人事業主がご契約者となる場合のご注意事項

- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料では、参考として標準的な税務上の取扱いを記載しております。したがって、ご加入される法人・個人事業主によっては、記載した内容とは異なる経理処理が適用される場合がありますのでご注意ください。
- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料に記載されている税務上の取扱いについては、資料作成時に施行中の税制を参照し、その税制が将来にわたって適用されることと仮定して記載しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。
- ご契約された保険商品について具体的に経理処理を行う場合は、税理士などの資格を持った専門家、または所轄税務署にご相談ください。エヌエヌ生命の募集人および社員に対して、税務に関するお問い合わせをいただいた場合には、ご説明時の税制に基づき、標準的な税務取扱いについてのみご説明いたします。
- ご検討・お申込みにあたっては「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、税務のお取扱いについてご留意すべき事項をご確認ください。

ご検討・お申込みに際しましては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

商品パンフレットに記載の内容は、資料作成時のものです。

この商品はエヌエヌ生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません。今回の保険募集業務が、お客さまと銀行などの他のお取引きに対し影響が及ぶことはありません。

〈引受保険会社〉

〈募集代理店〉

エヌエヌ生命保険株式会社

〒150-6144 東京都渋谷区渋谷2-24-12
渋谷スクランブルスクエア44F
TEL.03-6892-1986
[https://www.nnlife.co.jp](http://www.nnlife.co.jp)